

藤沢市市民センター条例の一部改正について  
藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例

藤沢市市民センター条例（昭和43年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表辻堂市民センターの項中「辻堂東海岸一丁目1番41号」を「辻堂西海岸二丁目1番17号」に改める。

第3条第1項中「初日」を「2日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第3号中「第3項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第6条第1項中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改める。

別表辻堂市民センターの項を次のように改める。

辻堂市民センター	第1談話室	200	300
	第2談話室	300	450
	保育室（ミーティング室）	200	300
	和室	200	300
	調理室	300	450
	アトリエ	300	450
	ホール	1,600	2,400
	音楽室	300	450
	体育室	1,600	2,400

## 附 則

この条例中、第3条及び第6条の改正規定は令和3年4月1日から、第2条及び別表の改正規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、改築した辻堂市民センターの供用を開始することに伴い施設の位置及び使用料を改め、及び公民館の使用申請手続に電子抽選方式を導入することに伴い市民センターの使用申請手続について所要の改正をする必要による。